

リファンド方式開始以降に 免税店の許可を受けるための申請手続

1. 許可申請手続

- 一般型免税店の許可を受けるためには、「**輸出物品販売場許可申請書**」（リファンド方式に対応した**新様式**※）に**次の①及び②の書類を添付して**事業者の納税地の所轄税務署長に**提出**します。

※ 新様式は本年9月中を目途に国税庁ホームページの「税務手続の案内」ページで公表します。

① 免税店に関する書類（免税販売手続を誰が実施しますか？）

自ら実施	承認免税手続事業者に委託
販売場で行う免税の適用を受けるための事務の概要を記載した書類 【 免税販売手続マニュアル など】 (注) この書類は、これまでの免税店の許可申請時等に提出したものと内容に変更がない場合、提出を省略して差し支えありません。この場合、申請書の「参考事項」欄に、例えば「必要な添付書類のうち免税販売手続マニュアルについては令和○年○月○日に同内容のものを提出済であるため、提出を省略」と記載します。	その委託に関する契約書の写し 【 免税販売手続に係る事務の委託に関する契約書の写し など】

② 購入記録情報の提供等に関する書類（その提供等を誰が実施しますか？）

自ら実施	承認送受信事業者に委託
購入記録情報の提供等に使用する情報システムに関する内容を記載した書類 【 事務のマニュアルや端末操作要領 など】 (注) この書類は、これまでの免税店の許可申請時等に提出したものと内容に変更がない場合、提出を省略して差し支えありません。この場合、申請書の「参考事項」欄に、例えば「必要な添付書類のうち端末操作要領については令和○年○月○日に同内容のものを提出済であるため、提出を省略」と記載します。	その委託に関する契約書の写し 【 購入記録情報の提供等に係る事務の委託に関する契約書の写し など】

(注) この表に示してるもののほか、許可要件の確認のために追加資料の提示又は提出をお願いする場合があります（例：消化仕入れの形態の場合は、契約書等その内容が分かる資料）。

2. 許可要件

- 免税店の許可を受ける事業者(消費税の課税事業者)は、**次の要件**を全て満たしている必要があります。

- ① 現に国税の滞納(その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限ります。)がないこと
- ② 免税店の許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者でないこと等
- ③ 免税販売手続や購入記録情報の提供等を適正に実施するための必要な体制が整備されていること

3. 提出時期

- **令和8年10月1日**から提出を受け付けます（提出には、e-Taxをぜひご活用ください。）。
- 免税店の許可申請に係る審査（注1）には、一定の期間を要しますので、**時間的余裕を持って申請書を提出してください**。特に、**令和8年11月1日にリファンド方式に対応した免税店の許可を受けようとする（同年10月31日までにその許可や識別符号の通知を受けようとする）場合**（注2、3）、事前に所轄税務署に相談の上、**令和8年10月1日以降速やかに**上記1の書類を**提出**してください。

(注) 1 記載内容や添付書類に不備がある場合、正しい内容や添付書類を確認した後に審査を開始します。
2 免税販売手続や購入記録情報の提供等を他の事業者へ委託する場合、税務署への手続のほか、その委託を行う他の事業者との手続が必要となります。
3 下記「参考」に記載のとおり、現行制度で免税店の許可を受けている場合、令和8年11月1日において新制度における一般型免税店の許可を受けたものとみなされます。そのため、**リファンド方式開始と同時（令和8年11月1日）に免税店を始める場合、現行制度において、あらかじめ免税店の許可を受けておくといった方法も考えられます**（この場合、現行制度における免税店の許可申請書の様式（記載事項）や添付書類は上記1とは異なりますので、ご注意ください）。
また、令和8年11月1日から、免税販売手続を承認免税手続事業者に委託して行わせる形で免税店を始める場合、現行制度において一般型免税店で許可を受け、リファンド方式開始後に新たに承認免税手続事業者に免税販売手続に係る事務を委託したとして、「輸出物品販売場等変更届出書」を事後（同日以降）に、事業者の納税地の所轄税務署長に提出する方法が考えられます。

【参考】既に免税店の許可を受けている事業者の方へ

- **令和8年10月31日に一般型免税店又は手続委託型免税店の許可を受けている場合**、令和8年11月1日において**新制度における一般型免税店の許可を受けたものとみなされます**（注）。また、手続委託型免税店は、事業者間の現在の委託関係等に変更がなければ、特段の手続なく現行制度で委託している承認免税手続事業者に免税販売手続を委託して行わせることが可能です。

- これらの経過措置の適用を受けるために、**申請書や届出書、添付書類を改めて提出する必要はありません**。

(注) 令和8年10月31日までに「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」が未提出（免税販売手続電子化未対応）の免税店については、同日をもってその許可の効力を失うこととされます。このようなケースにおいては、リファンド方式後、改めて「輸出物品販売場許可申請書」を提出する必要があります。

4. 許可申請書の記載例

設例：「**一般型免税店**」を設置し、**免税販売手続は自ら実施**する。購入記録情報の提供等は**承認送受信事業者に委託**。
※ 他のケースの記載例については、本年9月中を目途に国税庁ホームページの「税務手続の案内」ページで公表します。

様式ID XXXXXXXXXXXXXXXX



輸出物品販売場許可申請書

リファンド方式に対応した**新様式**

年 月 日 提出 ※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。

提出先	F01	麴町	税務署長	法人番号	F02	1234567890123
フリガナ (氏名又は名称)	F03	コケイヨウジ カブシカイシャ	フリガナ (代表者氏名)	H06	コケイ タロウ	
氏名又は名称	F04	国税商事 株式会社	代表者氏名	H07	国税 太郎	
郵便番号	F05	100 - △△△△	電話番号	F07	03 - △△△△ - △△△△	
納税地	F06	東京都千代田区霞が関 3 - 1 - 1				

下記のとおり、輸出物品販売場として許可を受けたいので申請します。

輸 出 物 品 販 売 場 の 情 報	販 売 場 の 所 在 地	郵便番号	P01	100 - ××××	電話番号	T01	03 - ××××				
		所在地	E02	東京都千代田区大手町○ - ○ - ○							
		販売場の名称	E03	免税ストア 大手町店							
		許可の区分	G01	1	← 以下の該当番号を記載してください。 1：一般型輸出物品販売場 2：自動販売機型輸出物品販売場						
	該 当 す る 場 合 に 記 載 し て く だ さ い	承認免税事業者 の氏名又は名称	E04	記載不要							
		承認免税事業者 の納税地	E05								
		指定自動販売機 識別情報	E06								
		自動販売機管理番号	E07								
	購 入 記 録 情 報 の 提 供 等 の 方 法	該 当 す る い ず れ か の 欄 を 記 載 し て く だ さ い	申請者が自ら購入記録情報の提供等を行う場合に記載してください。								
			電子証明書の 発行の可否	G02	← 以下の該当番号を 1：必要 2：						
フリガナ			E08								
電子メールアドレス (80文字以内)			E09								
承認送受信事業者が購入記録情報の提供等を行う場合に記載してください。		承認送受信事業者 の識別番号	E10	98765432109876500000							
		承認送受信事業者 の氏名又は名称	E11	国税通信 株式会社							
	参 考 事 項	E12	R8.11.1 (リファンド方式開始と同時に) に許可を希望。								

税理士署名	R01	電話番号	R02	—
-------	-----	------	-----	---